

第11号議案

ふじみ野市こどもの未来を育む条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 こどもの権利及び役割（第4条・第5条）

第3章 市の責務（第6条）

第4章 保護者及び地域住民等の役割（第7条—第11条）

第5章 こどもにやさしいまちの推進

　第1節 こどもの権利擁護に関する取組（第12条—第17条）

　第2節 こどもの体力向上に関する取組（第18条—第20条）

第6章 施策の推進（第21条）

附則

こどもは、一人ひとりが掛けがえのない存在です。こどもは、多くの人々との関わりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を思いやる心を育んでいきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下し続けており、国全体で深刻な問題となっています。これらのことは、本市においても例外ではありません。

こどもの権利を守ることと体力の向上を図ることは、こどもの未来を育む上で欠かせないものであると考えています。そして、こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、私たち大人、そしてふじみ野市全体の願いです。

一方、本市のこどもたちは、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」と願っています。

私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

ここに、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むため、条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、こどもにやさしいまちの基本となる理念及びその具体化の方向性について定め、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもの未来を育むことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こどもにやさしいまち こどもの権利を尊重し、こどもが自立するための知識及び経験が得られるよう、こども及び子育て家庭への支援に社会全体で取り組み、一人ひとりのこどもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) こども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親の代わりにこどもを養育する者をいう。
- (5) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（前2号に掲げる者を除く。）又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、こどもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (8) 地域住民等 前3号に掲げる者をいう。

（基本理念）

第3条 こどもにやさしいまちを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 一人ひとりのこどもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 一人ひとりの子どもに寄り添い、こどもを育てる家庭全体を支援すること。
- (4) 一人ひとりの子どもの豊かな成長を促進するため、体力の向上を図ること。

第2章 こどもの権利及び役割

（こどもの権利）

第4条 こどもは、児童の権利に関する条約に基づく子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

（こどもの役割）

第5条 こどもは、地域社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 他者の権利を認め、尊重すること。

(2) 豊かな人間性及び社会性を身に付けるため、自ら様々な体験をすること。

第3章 市の責務

(市の責務)

第6条 市は、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる責務を果たさなければならぬ。

- (1) 国、他の地方公共団体及び関係機関と連携協力して、子どもを社会全体で健やかに育むための施策を策定し、実施すること。
- (2) 保護者及び地域住民等が次条から第11条までに規定する役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (3) この条例の目的について、保護者及び地域住民等の理解を深めるため、必要な措置を講ずること。

第4章 保護者及び地域住民等の役割

(保護者の役割)

第7条 保護者は、子育てについて第一義的な責任を有すること及び困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な協力を求めることが重要であることを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) こどもに愛情と関心を持つとともに、こどもとのふれあいを大切にし、こどもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを行うこと。
- (2) こどもが命の大切さを学ぶとともに、基本的な生活習慣及び規範意識を身に付けることができるよう、自らが模範を示しながらこどもの成長を支えること。
- (3) こどもに様々な体験及び学習の機会を与え、心豊かにたくましく成長するよう支えること。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域が子どもの社会性及び豊かな人間性を育む場であること並びに家庭における子育てを補完する機能があることを自覚し、子どもとの対話を大切にしながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 目配り、声掛け、挨拶等を通して相互の信頼感を高めながら、こどもが健やかに成長し、安全に生活することができる地域づくりを行うこと。
- (2) 子どもの考え方及び行動に关心及び理解を持つとともに、自らが模範を示しながら、こどもが地域社会の一員としての役割を自覚することができるよう支援すること。
- (3) 地域における取組において、こどもが多様な世代又はこども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を設けること。
- (4) 保護者が安心して子育てができる地域づくりを行うこと。

(育ち学ぶ施設の役割)

第9条 育ち学ぶ施設は、集団の中での遊び及び学習を通して、子どもの豊かな

人間性及び将来の可能性を育む場であることを自覚し、互いに認め合う人間関係づくりに配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 育ち学ぶ施設における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気付き、必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもの年齢及び発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、生きる力を育むことができるよう支えること。
- (3) 保護者及びその家庭が安心して子育てができるよう子育てに関する支援を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、自らの活動が子どもの成長に様々な影響を与えることを自覚し、子どもの立場に配慮しながら、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 子どもが安全に生活することができる地域づくりを推進するものとし、特にその事業の実施及び施設の運営に際しては、子どもの安全を確保すること。
- (2) 仕事と生活の調和の観点から、その事業所で働く保護者が、安心して仕事と子育てを両立できるよう職場の環境づくりを行うとともに、家庭における子育ての重要性について啓発すること。

(共通の役割)

第11条 保護者及び地域住民等は、次に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 市が実施する子ども及び子育て家庭への支援に関する施策に協力すること。
- (2) 相互に協力し、子どもがその特性に応じて自己を確立することができるよう、自ら考え判断する力、豊かな人間性、健康及び体力を備えた生きる力並びに創造性を発揮する力を育み、並びにそのために必要な環境づくりを推進すること。
- (3) 子どもが第5条に掲げる役割を果たすことができるよう必要な取組を行うこと。

第5章 子どもにやさしいまちの推進

第1節 子どもの権利擁護に関する取組

(子どもの意見表明及び社会参加への支援)

第12条 市、保護者及び地域住民等は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、及び支援を行うよう努めるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市及び地域住民等は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(配慮を要する子どもとその家庭への支援)

第14条 市及び地域住民等は、障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、

配慮を要するこどもとその家庭に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市及び地域住民等は、相互に連携し、協働して、こどもが学び、健やかに育つため、こどもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めるものとする。

(こどもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者及び地域住民等は、こどもへの虐待、いじめ、体罰等の予防及び早期発見により、こどもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害、危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者及び地域住民等は、こどもを犯罪、交通事故、災害その他のこどもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境をつくるとともに、こどもが自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談体制)

第17条 市は、こどもが安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、こどもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民等及び関係機関と連携し、こどもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係機関の相談窓口について、周知を図るものとする。

第2節 こどもの体力向上に関する取組

(こどもの体力)

第18条 市は、こどもの体力向上を図るため、保護者及び地域住民等と連携し、こどもがスポーツ及び文化活動並びに食育をはじめとした健康な生活を営むための取組など、必要な施策を講ずるものとする。

(自由な外遊びの場の確保)

第19条 市は、こどもの体力の向上において、自由な外遊びが必要かつ重要であることを周知し、啓発するとともに、こどもの自由な外遊びの場として利用可能な場所を確保するため、地域住民等に協力を求めるものとする。

2 市は、自由な外遊びの場となる公共施設について、利用状況等を勘案しながら、場の確保へ向けた仕組みづくりを進めるものとする。

3 地域住民等は、自由な外遊びの必要性及び重要性を理解し、こどもが安全に安心して自由な外遊びの場を利用することができるよう努めるものとする。

(保護者の責任ある見守り)

第20条 保護者は、遊びが自己責任を伴うものであることを認識し、こどもに遊び場の利用ルールを遵守させ、及びこどもが安全に安心して遊ぶことができるように責任をもって見守るよう努めるものとする。

第6章 施策の推進

(施策の推進)

第21条 市は、この条例に基づくこどもに関する施策及びこどもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する子ども・子育て支援事業計画に定めるとともに、施策の推進に当たってはこれを公表しなければならない。

- 2 市は、この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく施策等の実施状況について、ふじみ野市子ども・子育て会議条例（平成25年ふじみ野市条例第37号）第1条に規定するふじみ野市子ども・子育て会議（次項において「会議」という。）において定期的に状況報告をしなければならない。
- 3 会議は、前項の規定による報告に対する評価を市長に報告し、これを公表するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会条例の廃止)
- 2 ふじみ野市こどもにやさしいまちづくり条例（仮称）策定委員会条例（令和2年ふじみ野市条例第2号）は、廃止する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

こどもの未来を育むため、こどもにとってやさしいまちとなるよう基本理念及びその具体化の方向性を定めることにより、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整え、推進していくことが必要であることから、ふじみ野市こどもの未来を育む条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。